

那 霸 市 公 報

第 1 8 1 7 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例 ◇

- てんぶす那覇条例（商工農水課）…………… 787
- 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）…………… 796
- 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（建築工事課）…………… 798
- 那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（納税課）…………… 800
- 那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）…………… 807
- 那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）…………… 815

◇ 規 則 ◇

- てんぶす那覇条例施行規則（商工農水課）…………… 817
- 那覇市新真和志複合施設整備事業者選定委員会規則（建築工事課）…………… 823

◇ 告 示 ◇

- 那覇市屋外広告物講習会開催について（都市計画課）…………… 826
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 827
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 829

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 830
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 831
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 832
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）…………… 833

◇ 公 告 ◇

- 開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 834
- 那覇市国場児童館指定管理者募集について（こども政策課）…………… 835
- 個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 837
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）…………… 846

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 850

条 例

那覇市条例第22号
令和4年7月5日
公 布 済

てんぶす那覇条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

てんぶす那覇条例

(設置)

第1条 文化、芸能及び伝統工芸の普及、振興及び産業化を図り、もって市民文化の向上、賑わいの創出及び地域の活性化に資することを目的として、てんぶす那覇を設置する。

(位置)

第2条 てんぶす那覇の位置は、那覇市牧志3丁目2番10号とする。

(施設の構成)

第3条 てんぶす那覇は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 多目的ホール
- (2) 伝統工芸の実演、体験等を行う施設
- (3) 国際通りの情報の発信等を行う施設(以下「発信施設」という。)

(事業)

第4条 てんぶす那覇は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化、芸能及び伝統工芸の普及、振興及び産業化の支援
- (2) 伝統工芸の実演、体験等
- (3) 地域の情報の発信
- (4) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

第5条 てんぶす那覇(発信施設を除く。次項において同じ。)の利用時間は、9時から24時までの間で規則で定める時間とする。

2 てんぶす那覇の休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定に関わらず、第19条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(発信施設を利用することができるもの)

第6条 発信施設を利用することができるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 国際通り及びその周辺商店街の情報の発信を行うものであること。
 - (2) 国際通り及びその周辺商店街の活性化に資するものであること。
- (立入りの制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設への立入りを拒み、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
 - (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者
 - (3) 管理上必要な指示に従わない者
- (利用許可)

第8条 第3条に規定する施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をする場合においては、施設等の管理上必要な条件を付することができる。
- (発信施設の利用許可等)

第9条 指定管理者は、発信施設について利用許可をしようとするときは、あらかじめ、利用許可を受けようとするものを公募しなければならない。ただし、第3項の規定により利用期間を更新しようとするときは、この限りでない。

- 2 発信施設の利用期間は、3年以内で指定管理者が定める。
 - 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、3年以内の期間を定めて、前項の利用期間を更新することができる。
- (利用料金)

第10条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。
- 4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定めるところによりその全部又は一部を返還することができる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する行事に利用する場合
- (2) 本市が共催する行事に利用する場合
- (3) 次に掲げる者が常設芸能公演を観覧する場合

ア 本市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)が教育目的で利用する場合の当該学校の幼児、児童、生徒及び学生並びにこれらの引率者

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

ウ 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障がいと認定された者をいう。)及びその引率者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者

オ 本市に住所を有する満65歳以上の者

- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止するこ

とができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の立入り)

第16条 利用者は、指定管理者が職務の執行のため利用中の施設に立ち入るときは、これを拒んではならない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に復して指定管理者の点検を受けなければならない。

(損害賠償等の義務)

第18条 施設等を汚損し、破損し、又は滅失したものは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第19条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、てんぶす那覇の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を議会の議決を経て地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がてんぶす那覇の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿っててんぶす那覇の管理を安定して行う能力を有すること。

- 2 前項の規定による指定は、てんぶす那覇の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。
(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、てんぶす那覇の管理を行わなければならない。
(秘密を守る義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(指定管理者が行う業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 第4条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) てんぶす那覇の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(審議会)

第23条 市長の諮問に応じ、指定管理者の選定に関する事その他のてんぶす那覇の運営に関する基本的事項を審議するため、てんぶす那覇運営審議会を置く。

- 2 てんぶす那覇運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第23条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第9条第1項本文の規定による発信施設の利用許可を受けようとするものの公募、第19条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(那覇市ぶんかテンプス館条例及び那覇市伝統工芸館条例の廃止)
- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 那覇市ぶんかテンプス館条例(平成16年那覇市条例第5号)
- (2) 那覇市伝統工芸館条例(平成17年那覇市条例第44号)
- (那覇市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 4 那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市新商品開発事業審査委員会	[略]
	那覇市ぶんかテンプス館運営審議会	那覇市ぶんかテンプス館の運営に関すること。
	那覇市中小企業振興審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属 する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市新商品開発事業審査委員会	[略]
	那覇市中小企業振興審議会	[略]
	[略]	
[略]		

別表(第10条関係)

1 常設芸能公演の観覧料

観覧する者による区分	1人当たりの額
大人	1,760円
高校生	1,320円
小中学生	880円
小学生未満の者(3歳未満の者を除く。)	440円
3歳未満の者	無料

備考 「大人」とは、高校生、小中学生又は小学生未満の者のいずれにも該当しない者をいう。

2 多目的ホール(ホワイエ、楽屋等を含む。)の利用料金

入場料による区分	1時間当たりの額
1,080円未満の場合(無料の場合を含む。)	6,560円
1,080円以上の場合	11,640円

備考

- 「入場料」とは、その名称及び徴収の時期のいかんを問わず、利用者が入場者から徴収する入場の対価(利用期間を通じて複数の入場の対価を設けているときは、その最高額)をいう。
- 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を目的として利用する場合

は、入場料の額にかかわらず、一律に1,080円以上の場合の区分を適用する。

3 冷房を利用する場合は、冷房を利用する時間1時間当たり1,940円を加算する。

4 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

5 1時間に満たない時間は、これを1時間として利用料金を算定する。

3 多目的ホールの附属設備の利用料金

附属設備の種類による区分	1点1回当たりの額
舞台道具	5,400円
音響・映像器具	5,400円
照明器具	2,160円
ピアノ	7,560円
その他	1,080円

4 その他の施設の利用料金

施設による区分	額
伝統工芸の実演、体験等を行う施設	1人当たり11,100円
発信施設	1平方メートル1か月当たり2,360円

備考 発信施設の利用料金には、共益費を含む。

那覇市条例第23号
令和4年7月5日
公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例)</p> <p>15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。<u>次項において同じ。</u>)の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「令和3年3月31日」とする。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例)</p> <p>15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。<u>以下同じ。</u>)の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「令和3年3月31日」とする。</p> <p>17 <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する令和4年度分の保険税(令和3年度末に被保険者である資格を取得したこと等により令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する令和3年度相当分の保険税を含む。)の減免の申請で新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第22条第2項の規定の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「令和5年3月31日」とする。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第24号
令和4年7月5日
公 布 済

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市住宅政策等審議会	[略]
教育委員会	[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市住宅政策等審議会	[略]
	那覇市新真和志複合施設整備事業者選定委員会	新真和志複合施設の設計、建設、維持管理等を行う事業者の選定に関すること。
教育委員会	[略]	

那霸市条例第25号
令和4年7月5日
公 布 済

那霸市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>産業高度化・事業革新促進地域</u> 沖振法第35条第2項第2号の規定により定められた地域をいう。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) 青色申告者等 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人又は同法第81条の22第1項の規定による申告書を提出する同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。</p> <p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「特定民間観光関連施設」という。)を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設の</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>産業イノベーション促進地域</u> 沖振法第35条第2項第2号の規定により定められた地域をいう。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) 青色申告者等 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第36号に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人をいう。</p> <p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、<u>沖振法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って</u>、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第7条の2第6項に規定する認定事業</p>

用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システム(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。))にあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいう。以下同じ。))に限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を

者で、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、沖振法第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従つて、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システム(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。))にあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備(租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいう。以下同じ。))に限る。)の取得価

超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあって

額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業イノベーション促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業イノベーション促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、沖振法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通

は、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土

信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第4項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、沖振法第42条の2第8項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従つて、沖振法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超

<p>地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>	<p>告者等(沖振法第42条の2第6項に規定する認定事業者で、<u>沖振法第50条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。</u>)について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又は<u>当該家屋の敷地</u>である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、令和4年9月30日(同日までに沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。)第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合にあっては、その提出があった日の前日。以下この項において「基準日」という。)後に新設され、又は増設される施設及び当該施設の敷地である土地について適用し、基準日以前に新設され、又は増設された施設及び当該施設の敷地である土地については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条の規定は、令和4年9月30日(同日までに沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合にあっては、その提出があった日の前日。以下この項において「基準日」という。)後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、基準日以前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第5条の規定は、令和4年9月30日(同日までに沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合にあっては、その提出があった日の前日。以下この項において「基準日」という。)後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、基準日以前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第6条の規定は、令和4年9月30日(同日までに沖振法第41条第4項の規定による

国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合にあっては、その提出があった日の前日。以下この項において「基準日」という。)後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、基準日以前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。

那覇市条例第26号
令和4年7月5日
公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～3 [略]

4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	<p>法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下この項において「確認書等」という。)を添えたものを除く。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u></p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ <u>一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合</u> 89,000円</p> <p>エ <u>共同住宅等の増築又は改築をする場合</u> 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応</p>

			<p>じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)(ア)～(ク) [略]</p>
(2)	<p>法第5条第1項から第5項までの規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画</u>(確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>確認書等を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</u></p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 一戸建ての住宅の<u>増築又は改築をする場合</u> 13,000円</p> <p>エ 共同住宅等の<u>増築又は改築をする場合</u> 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)(ア)～(ク) [略]</p>
(3)	<p>法第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画の変更</u>(変更部分について確認書等を添えたものを除く。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u></p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に</p>

			<p>係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 一戸建ての住宅の<u>増築又は改築をする場合</u> 44,500円</p> <p>エ 共同住宅等の<u>増築又は改築をする場合</u> 当該<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(1)の号手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
(4)	<p>法第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更(変更部分について確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>確認書等を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</u></p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を当該申請に係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 一戸建ての住宅の<u>増築又は改築をする場合</u> 6,500円</p> <p>エ 共同住宅等の<u>増築又は改築をする場合</u> 当該<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあ</p>

			<p>つては、当該増加する部分の床面積) に対応する(2)の号手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅等計画</u>の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
(5)	[略]		
(6)	[略]	<p><u>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料</u></p>	[略]

5~7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1~3 [略]

4 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	<p>法第5条第1項から第7項までの規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画</u>又は<u>長期優良住宅維持保全計画</u>(以下「<u>長期優良住宅建築等計画等</u>」という。)(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された<u>確認書</u>若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下この項において「<u>確認書等</u>」という。)を添えたものを除く。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</u></p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア~イ [略]</p> <p>ウ 一戸建ての住宅の場合(アに掲げる場合を除く。) 89,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(イに掲げる場合を除く。) 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)ま</p>

			<p>で定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅建築等計画等の認定</u>について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア)～(ク) [略]</p>
(2)	<p>法第5条第1項から第7項までの規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画等</u>(確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>確認書等を添えた長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料</u></p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る<u>長期優良住宅建築等計画等の認定</u>について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア～イ [略] ウ 一戸建ての住宅の場合(アに掲げる場合を除く。) 13,000円 エ 共同住宅等の場合(イに掲げる場合を除く。) 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅建築等計画等の認定</u>について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア)～(ク) [略]</p>
(3)	<p>法第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更(変更部分について確認書等を添えたものを除く。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u></p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定によ</p>

			<p>り算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画等の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 一戸建ての住宅の場合(アに掲げる場合を除く。) 44,500円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(イに掲げる場合を除く。) 当該長期優良住宅建築等計画等の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(1)の号手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画等の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
(4)	<p>法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更(変更部分について確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>確認書等を添えた長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料</u></p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を当該申請に係る長期優良住宅建築等計画等の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 一戸建ての住宅の場合(アに掲げる場合を除く。) 6,500円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(イに掲げる場合を除く。) 当該長期優良住宅建築等計画等の変更に係る部分の床面積</p>

			<p>の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(2)の号手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅建築等計画等の変更の認定</u>について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
(5)	[略]		
(6)	[略]	<p><u>長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料</u></p>	[略]

5~7 [略]

那覇市条例第27号
令和4年7月5日
公 布 済

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
[略]		
31	法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	[略]
32	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]
[略]		
44	法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	[略]
45	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	[略]

[改正後 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
[略]		
31	法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	[略]
32	法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]
[略]		
44	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	[略]
45	法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	[略]

規 則

那霸市規則第37号
令和4年7月5日
公 布 済

てんぶす那覇条例施行規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

てんぶす那覇条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、てんぶす那覇条例(令和4年那覇市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 条例第5条第1項の規則で定める時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 多目的ホール 9時から22時まで
- (2) 伝統工芸の実演、体験等を行う施設 9時から20時まで

(休館日)

第3条 てんぶす那覇の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日(これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日当たる場合は、これらの日後においてこれらの日に最も近い休日でない日)
- (2) 1月1日から1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用許可の申請)

第4条 条例第8条第1項前段の許可(条例第3条第3号の発信施設に係るものを除く。)の申請は、利用を開始しようとする日の属する月の6月前の月の初日(その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日)から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第8条第1項前段の許可(条例第3条第3号の発信施設に係るものに限る。)の申請は、条例第9条第1項本文の規定による公募の期間中にしなければならない。

(発信施設の利用許可を受けようとするものの公募)

第5条 条例第9条第1項本文の規定による公募の時期、方法その他必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て別に定める。

(利用料金の返還)

第6条 条例第10条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、返還する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

- (1) 天災その他不可抗力により施設等(条例第8条第1項の施設等をいう。以下同じ。)を利用できなくなった場合 利用できなくなった期間に係る額
- (2) 利用を開始しようとする日の前日から起算して7日前までに利用の取りやめを申し出た場合 利用料金の2分の1の額
- (3) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額
(利用料金の免除)

第7条 条例第11条の規定により利用料金を免除する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 条例第11条第1号の場合 全額
- (2) 条例第11条第2号又は第3号の場合 利用料金の2分の1の額
- (3) 条例第11条第4号の場合 指定管理者が必要と認める額
(遵守事項)

第8条 利用者及び施設に立ち入る者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設等以外の施設等を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 指定管理者の許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 指定管理者の許可を受けないで壁面、柱、扉等に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第9条 市長は、条例第19条第1項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第19条第2項の規定による申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

第10条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第19条第3項の規則で定める申請書は、てんぶす那覇指定管理者指定申請書とする。

3 条例第19条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のてんぶす那覇の管理に係る事業計画書及び収支予算書
 - (2) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
 - (3) 指定申請の日の属する事業年度の直前3事業年度における財産目録及び収支決算書(指定申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)
 - (4) 指定申請の日の属する事業年度における法人その他の団体の事業計画書及び収支予算書
 - (5) 役員の名簿及び履歴書
 - (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- (指定等)

第11条 市長は、条例第19条第1項の規定による、指定をするときはてんぶす那覇指定管理者指定書を、指定をしないときはてんぶす那覇指定管理者不指定通知書を交付する。

(協定)

第12条 指定管理者は、市長とてんぶす那覇の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項

- (5) 管理の業務の報告に関する事項
 - (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- (審議会の組織)

第13条 条例第23条のてんぶす那覇運営審議会(以下「審議会」という。)は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済団体関係者
- (3) 文化芸能関係者又は伝統工芸関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第14条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会の会議は、会長(会長が選任される前の会議にあつては、市長)が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第17条 前2条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第18条 審議会の庶務は、経済観光部商工農水課において処理する。

(様式)

第19条 次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	関係規定
てんぶす那覇指定管理者指定申請書	第10条第2項
てんぶす那覇指定管理者指定書	第11条
てんぶす那覇指定管理者不指定通知書	第11条

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第13条から第18条までの規定は、公布の日から施行する。

(那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則(平成16年那覇市規則第7号)
- (2) 那覇市伝統工芸館条例施行規則(平成17年那覇市規則第49号)
- (3) 那覇市伝統工芸館運営審議会規則(平成17年那覇市規則第50号)
- (4) 那覇市ぶんかテンプス館運営審議会規則(平成18年那覇市規則第13号)

那霸市規則第38号
令和4年7月5日
公 布 済

那霸市新真和志複合施設整備事業者選定委員会規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市新真和志複合施設整備事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市新真和志複合施設整備事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、新真和志複合施設の設計、建設、維持管理等を行う事業者の選定に関し、調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 真和志地区関係団体に所属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る調査審議が終了し、答申するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム(インターネットを通じて相互に映像及び音声を送受信することにより会議を行うことができるシステムをいう。)により、会議に出席することができる。
- 3 委員は、会議に出席できない場合において、委員長が必要と認めるときは、あらかじめ書面により議案に対する意見を述べ、又は議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

- 4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(書面による審議)

第7条 委員長がやむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認めるとき、又は委員長が会議を招集する必要がないと認める議案を審議するときは、審議の内容を記載した書面を委員に送付し、委員の意見及び可否を書面で徴する方法による審議をもって、前条の会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第8条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第9条 委員は、自己又は3親等内の親族に直接の利害関係のある議事については、その議事に参与することができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、まちなみ共創部建築工事課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 178 号
令和 4 年 7 月 15 日
掲 示 済

那覇市屋外広告物講習会開催について

那覇市屋外広告物条例第44条第1項の規定により、講習会を次のとおり実施する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 講習会の日時及び場所
(1) 日時 令和4年11月1日(火曜日)午前10時から午後4時まで
(2) 場所 那覇市役所10階 1001会議室
- 2 講習手数料 2,000円(申込後に納付書を送付致します。)
- 3 受講申込手続 令和4年9月30日(金曜日)まで
- 4 その他 詳細については、那覇市都市計画課(電話 098-951-3246)へ問い合わせること。

那覇市告示第 196 号
令和 4 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
訪問看護ステーション デイジー	株式会社 Daisy	令和 4 年 6 月 1 日～ 令和 10 年 5 月 31 日
那覇市首里石嶺町 2 丁目 83-1 宮平アパート 2F		
訪問看護 tee off	株式会社 Tee off	令和 4 年 6 月 1 日～ 令和 10 年 5 月 31 日
那覇市前島 3-8-7		
山田薬局	合同会社すまいる	令和 4 年 5 月 1 日～ 令和 10 年 4 月 30 日
那覇市松川 3-12-2		
オリオン薬局	株式会社ゆいまーる	令和 4 年 6 月 1 日～ 令和 10 年 5 月 31 日
那覇市牧志 3 丁目 9 番 19 号		

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
ライム薬局	株式会社ゆいまーる	令和 4 年 6 月 1 日～ 令和 10 年 5 月 31 日
那覇市安謝 1-9-27		
アイアイ薬局	株式会社ユース	令和 4 年 6 月 1 日～ 令和 10 年 5 月 31 日
那覇市寄宮三丁目 12 番 10 号		
訪問看護かなで	株式会社奏ホールディングス	令和 4 年 5 月 1 日～ 令和 10 年 4 月 30 日
那覇市樋川 2 丁目 2 番 5 号ナナマンビルⅡ 601		

那覇市告示第 197 号
令和 4 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
山田薬局	株式会社プチファーマシスト	令和 4 年 4 月 30 日
那覇市松川 3-12-2		

那覇市告示第 198 号
令和 4 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
ライム薬局 (居宅療養管理指導)	令和 4 年 6 月 1 日
那覇市安謝 1-9-27	

那覇市告示第 199 号
令和 4 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
那覇市地域包括支援センター松島		令和 2 年 9 月 1 日
所在地	那覇市古島 2 丁目 19 番 7 号 (那覇市古島 2 丁目 16 番 25 号 1 階)	

那覇市告示第 200 号

令和 4 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
妹尾 信	あん摩・マッサージ	令和 4 年 4 月 20 日
訪問マッサージハートナー沖縄	那覇市松川 299 番地 町田アパート A-1	
島袋 優美笑	柔道整復	令和 4 年 6 月 1 日
おなが那覇整骨院	那覇市字仲井真 2 9 7 番地 1 1F	
佐久田 一輝	柔道整復	令和 4 年 3 月 21 日
SAKU 整骨院	那覇市小祿 1-19-18 デイサービスちゅらら 4F	

那覇市告示第 201 号
令和 4 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	廃止年月日
施術所名称	施術所所在地	
上江洲 聖	あん摩・マッサージ	令和 4 年 6 月 30 日
訪問マッサージ ハートナー 沖縄	那覇市松川 299 番地 町田アパート A-1	

公 告

那覇市公告第 197 号
令和 4 年 7 月 14 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和 4 年 6 月 1 日 第 R 3 - 04 - 01 号
令和 4 年 6 月 1 日 那覇市指令ま建指第 1 - R 3 - 04 - 01 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市古波蔵二丁目251番 1 他 3 筆
- 3 公共施設
開発道路
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
福岡県福岡市博多区上川端町13番 8 号
株式会社 N T T 西日本アセット・プランニング
九州支店長 鈴木 信昭
- 5 検査済証番号
令和 4 年 7 月 14 日 那ま建指第 74 号
- 6 工事完了年月日
令和 4 年 6 月 24 日

那覇市公告第 203 号

令和 4 年 7 月 19 日

掲 示 済

那覇市国場児童館指定管理者募集について

令和 5 年 4 月 1 日からの那覇市国場児童館の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

- (1) 名称 那覇市国場児童館
- (2) 位置 那覇市字国場353番地

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市児童館及び児童遊園条例第16条に定めるもののほか、那覇市国場児童館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり。

3 指定の予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 応募資格

応募者は、指定期間中、児童館の管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

- (1) 沖縄県内に登記簿上の本店又は主たる事業所等を有している法人、又はその他の団体で事務所を県内に有するもの。
- (2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (3) 複数の法人その他の団体で構成されるグループで応募する場合は、グループの名称を設定し、代表者を選定すること。なお、すべての構成員は、沖縄県内に登記簿上の本店又は主たる事業所等を有する法人、又はその他の団体で県内に事務所を有するものであること。基本協定書の締結は、代表者を中心に行うこととなりますが、他の構成員も提案した事業計画の実施に連帯して責任を負うこと（当該グループの法人その他の団体は、別のグループでの重複又は単独で応募することはできません）。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する団体（グループ応募する団体の場合には、代表者のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合）は、応募を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、那覇市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- (2) 那覇市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 国税及び地方税を滞納している団体
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
- (7) 那覇市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた法人等

6 申請の方法

那覇市国場児童館指定管理募集要項のとおり。

7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和4年7月14日(木)～9月13日(火)まで
原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。

8 説明会の開催

業務内容、応募方法、提出書類等について説明会を開催します。

- (1) 開催日時 令和4年8月9日(火)
- (2) 開催場所 国場児童館

9 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階
こどもみらい部 こども政策課 (新里)
電話: 098-861-2110 (直通) FAX: 098-917-0106

那覇市公告第 212 号
令和 4 年 7 月 20 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年6月27日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-6951		
個人情報管理責任者	こどもみらい部 子育て応援課長		
業務の名称	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯分)		
業務の目的	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた子育て世帯を見舞う観点から、特別給付金を早期に支給する。		
個人情報の対象者	①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者。 ②①のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満)※)の養育者であって、以下のいずれかに該当する者。 ※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象。 ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(家計急変者)		
業務の開始年月日	令和4年6月28日		
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	■個人番号 ■氏名 ■住所 ■性別 ■生年月日 ■国籍 ■本籍 ■続柄 ■親族関係 ■婚姻離婚 □その他()	■職業 □地位 □学歴 □資格 □団体加入 □賞罰 □学業成績 □勤務成績 □その他() 心身 □健康状態 □容姿 □病歴 □障がい程度 □その他()	■収入 □資産状況 ■公租公課 □経済取引 □公的扶助 ■その他(扶養・控除) その他
	思想・信条等		□思想 □宗教 □支持政党 □主義主張 □趣味嗜好 □犯歴等 □その他() 上記事項を取扱う理由

個人情報の収集方法	■本人 ■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)
個人情報の収集時期	□定期() ■随時(令和5年2月末まで申請受付のため)
本人への通知方法	□文書 □口頭 □告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)
個人情報の記録形態	■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他()
備考	※参考資料として概要文書添付

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 4 年 7 月 1 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課 電話 098-853-7961		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	高齢者の保健事業と介護予防の一体化モデル事業関連業務 令和2年4月1日		
廃止又は変更の 理由	特定健診課が健康増進課へ統合されたことによる変更及び業務の 名称変更による届出		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	【届出担当部課】 健康部 特定健診課 電話 098-862-0564 【個人情報管理責任者】 特定健診課長 【業務の名称】 高齢者の保健事業と介護予防の 一体化モデル事業関連業務	【届出担当部課】 健康部 健康増進課 電話 098-853-7961 【個人情報管理責任者】 健康増進課長 【業務の名称】 高齢者の保健事業と介護予防の 一体化事業関連業務	
備 考	課の統廃合が実施される前に提出されるべきである変更届の提出 がなされておらず、今回の提出に至った。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和4年7月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課 電話 098-853-7961		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	特定健診業務 令和元年8月1日		
廃止又は変更の 理由	特定健診課が健康増進課へ統合されたことによる変更届		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	【届出担当部課】 健康部 特定健診課 電話 098-862-0564 【個人情報管理責任者】 特定健診課長	【届出担当部課】 健康部 健康増進課 電話 098-853-7961 【個人情報管理責任者】 健康増進課長	
備 考	課の統廃合が実施される前に提出されるべきである変更届の提出がなされておらず、今回の提出に至った。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 4 年 7 月 1 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課 電話 098-853-7961		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和 3 年 4 月 1 日
業務の名称及び 開始年月日	特定健診等受診勧奨業務 令和元年 8 月 1 日		
廃止又は変更の 理由	特定健診課が健康増進課へ統合されたことによる変更届		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	【届出担当部課】 健康部 特定健診課 電話 098-862-0564 【個人情報管理責任者】 特定健診課長	【届出担当部課】 健康部 健康増進課 電話 098-853-7961 【個人情報管理責任者】 健康増進課長	
備 考	課の統廃合が実施される前に提出されるべきである変更届の提出がなされておらず、今回の提出に至った。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 4 年 7 月 1 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課 電話 098-853-7961		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市慢性腎臓病(CKD)病診連携推進会議 平成27年10月7日		
廃止又は変更の 理由	特定健診課が健康増進課へ統合されたことによる変更届		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	【届出担当部課】 健康部 特定健診課 電話 098-862-0564 【個人情報管理責任者】 特定健診課長	【届出担当部課】 健康部 健康増進課 電話 098-853-7961 【個人情報管理責任者】 健康増進課長	
備 考	課の統廃合が実施される前に提出されるべきである変更届の提出がなされておらず、今回の提出に至った。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 4 年 7 月 1 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課 電話 098-853-7961		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	保健指導に関する講演会等業務 平成21年11月25日		
廃止又は変更の 理由	特定健診課が健康増進課へ統合されたことによる変更届		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	【届出担当部課】 健康部 特定健診課 電話 098-862-0564 【個人情報管理責任者】 特定健診課長	【届出担当部課】 健康部 健康増進課 電話 098-853-7961 【個人情報管理責任者】 健康増進課長	
備 考	課の統廃合が実施される前に提出されるべきである変更届の提出がなされておらず、今回の提出に至った。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 4 年 7 月 1 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 健康増進課 電話 098-853-7961		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	保健事業地域活動栄養士業務委託 平成20年		
廃止又は変更の 理由	特定健診課が健康増進課へ統合されたことによる変更届		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	【届出担当部課】 健康部 特定健診課 電話 098-862-0564 【個人情報管理責任者】 特定健診課長	【届出担当部課】 健康部 健康増進課 電話 098-853-7961 【個人情報管理責任者】 健康増進課長	
備 考	課の統廃合が実施される前に提出されるべきである変更届の提出がなされておらず、今回の提出に至った。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 213 号
令和 4 年 7 月 20 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

(別紙)

個人情報保有部課

- ・ 総務部 法制契約課、平和交流・男女参画課
- ・ 企画財務部 納税課
- ・ 市民文化部 市民生活安全課、文化振興課、まちづくり協働推進課
- ・ 経済観光部 なはまち振興課、観光課、商工農水課
- ・ 環境部 環境政策課、
- ・ 福祉部 福祉政策課、ちゃーがんじゅう課、障がい福祉課
- ・ 健康部 国民健康保険課
- ・ こどもみらい部 こども政策課、子育て応援課
- ・ 都市みらい部 道路管理課、都市計画課
- ・ まちなみ共創部 まちなみ整備課、
- ・ 会計管理者 出納室
- ・ 消防局 予防課
- ・ 教育委員会 生涯学習部 総務課、市民スポーツ課、中央公民館、生涯学習課
- ・ 教育委員会 学校教育部 教育相談課、教育研究所
- ・ 議会事務局 庶務課
- ・ 監査委員 監査委員事務局
- ・ 上下水道局 総務課

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 4 年 7 月 6 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	企画調整課
業 務 の 名 称	令和 4 年就業構造基本調査		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和 4 年 7 月 15 日～令和 4 年 11 月 30 日 <input type="checkbox"/> 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	申請した業務にかかる対象者の氏名(カナ含む)、住所、方書、 生年月日、性別、世帯コード		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	統計法第 2 条第 4 項及び第16条、統計法施行令第 4 条の規定に基 づき、令和 4 年就業構造基本調査の調査対象を抽出するために作 成する抽出単位名簿(調査地域に居住している世帯の名簿)につ いて、住民基本台帳に記載された情報を利用して作成することに より行政事務の効率化を図るもの。		
届 出 担 当 部 課	企画調整課 統計グループ 電話 951-3223 内) 2120/2123		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 7 号
令和 4 年 7 月 7 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 550 号
指定工事店名	にしむら設備
営業所所在地	沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛158番地
代表者氏名	西村 光一
有効期間	自 令和 4 年 6 月 30 日 至 令和 9 年 3 月 31 日